

居宅介護支援費の算定に係る「特定事業所集中減算」の取扱いについて

1 特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所が判定期間に作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービスの計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数が多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に、減算適用期間の居宅介護支援の全てについて、1月につき200単位が減算されます。

2 判定期間と減算適用期間

判定期間		町への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日（※）	9月15日まで	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日まで	4月1日～9月30日

※平成30年度前期の判定機関は、4月1日～8月末日とします。

3 判定方法

- （1） 判定は毎年度2回（前期及び後期）行います。
- （2） 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（以下「判定様式」という。）により判定を行い、
 - ① 訪問介護サービス等のいずれも紹介率最高法人の紹介率が80%以下の場合、事業所において当該様式を保存してください。（実地指導で確認する場合があります。）
 - ② 訪問介護サービス等のいずれかの紹介率最高法人の紹介率が80%を超える場合には、判定期間の翌月15日までに、判定様式を紀美野町保健福祉課に2部提出してください。（1部は控えとして押印のうえ返却します。）
- （3） 判定様式は、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存してください。

4 具体的な計算式

対象となるサービスごとに次の計算式により計算します。

$\text{当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数} \div \text{当該サービスを位置付けた計画数}$

この値が80%を超えた場合に正当な理由がある場合を除き、減算となります。

5 正当な理由について

4の計算による値が80%を超えたことについて、次の（1）～（6）のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。

なお、正当な理由がない場合は、判定様式の提出と共に減算に係る届出も行ってください。

正当な理由

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となる訪問介護等のサービス事業所が、サービス種類ごとでみた場合に5事業所未満である場合。

※事業所数については、(前期：3月1日現在、後期：9月1日現在)で判断します。

- (2) 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画数(給付管理を行った件数)が20件以下である場合。

- (3) 判定期間の1月あたりの特定事業所集中減算の対象となる訪問介護等のサービスを位置付けた居宅サービス計画件数が、サービス種類ごとでみた場合に、平均10件以下である場合。

- (4) 利用者の希望等を勘案した結果、特定の事業者集中していると認められる場合。

正当な理由が(4)の場合は、当該理由を記載するほか、居宅サービス計画を作成する際の利用者への訪問介護等のサービス事業所の紹介方法も併せて判定様式の正当な理由の欄に記載してください。

この場合、利用者が訪問介護訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面「挙証資料」(利用者が当該訪問介護等サービス事業所を選択した理由が記載されており、利用者の署名・捺印があること)の写しを必ず提出してください。(提出された挙証資料の内容によっては、挙証資料の追加提出を求めたり、個別のヒアリング等を実施する場合があります。)

利用者の心身の状態等から利用者自身が署名・捺印することが困難である場合は、当該利用者の家族等の署名・捺印で差し支えありませんが、利用者の家族等が署名・捺印した理由を記載してください。

また、既に契約が終了している利用者については、挙証資料の提出は不要ですが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、当該利用者名の横に「契約終了年月日」を記載の上提出してください。契約終了前に挙証資料を書いてもらっている場合は、それを提出しても差し支えありません。

- (5) 休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継が行われた場合。(当該引継に関係なく80%を超えた場合は、減算の対象となるので注意してください。)

正当な理由が(5)の場合は、判定様式の「正当な理由」欄に引き継ぎを受けた分の居宅サービス計画数と、紹介率最高法人の計画数を記入してください。また、引継が行われたことが分かる書類(引継書)等を添付してください。

- (6) 判定期間中に新規指定を受け、又は再開、休廃止した事業者である場合。